

# ぶらりわが街宮沢界限

## (26) 史跡めぐり、神社・寺院用語解説と読み方 — | — 神社—諏訪神社

市域の指定文化財などの史跡には、昭島教育委員会が設置した案内板を目にされた方も多  
いのではないのでしょうか。特に神社・寺院の紹介はわかりにくいのではないかと思います。わが  
街宮沢の神社「諏訪神社」寺院「阿弥陀寺」を例に用語解説と読み方を記しました。

〔諏訪神社(じんじや):皇室の祖先や神代の神または国家に功勞のあった人を神として祀つたところ。〕

{鎮座地(ちんざち):神靈(神のみたま)がその他に鎮(まもり、)まりますこと。} 宮沢町2-35-23

{祭神(さいじん):その神社に祭ってある神。} 建御名方命(たけのみなかたのみこと):武神または農業神。

{例祭日(れいさいび):常例にとって一年に一度。または二度行う祭りの日。神社の大祭中最も重要な祭典  
日。} 本来は8月27日、現在は8月第4日曜日

{由緒(ゆいしょ):物事の由来した端緒(たんちよ)。いわれ、物事が行われる根拠。沿革(えんかく):変遷(へんせん)。  
歴史。} 旧宮沢村の鎮守(ちんじゆ):。その他を鎮め守る神。創建(そうけん):初めて建てること。年代は明  
らかではないが、この地に古くから居住していた小町氏の氏神(うじがみ):氏(うぢ)の祖先の靈を神として  
祭つたもの。氏族神。として草創(そうそう):神社を始めて建立(こんりゅう)建てる}すること。されたものと  
伝えられる。伝承(でんしょう):伝え受け継ぐこと古くからあるしきたりを受け伝えること。では、小町氏の  
遠祖は平安時代の(一条天皇時代(987~1011))宮廷の名刀匠(とうしょう):刀工・かたなかじ。三条小鍛  
冶宗近であり、彼が陸奥の下向(げこう):都から田舎へ行くこと。の際、一男を当地に定住させ、これ  
が後世小町氏を称するようになったとする。そして、氏祖と関係の深い信州(長野県)諏訪大社  
を勧請(かんじょう):神仏の來臨をこうこと。神仏に献上すること。して奉祀(ほうし):おまつり申すこと。した  
ものという。なお、宮沢の地名は、この神社の泉から起こったといわれている。

{社殿(しゃでん):神社の殿舎(やかた)特に、神体を祭ってある殿舎。その他} 本殿(ほんでん):神社で神靈  
を奉安する社殿。正殿。は一間社流造、(いつけんしゃながれつくり):正面の柱間が一間で、屋根が全面に流れ  
ている神社本殿。昭和32年(1957)4月の再建。拜殿(はいでん):礼拝をおこなうために本殿の前に設けた  
前殿。は一間の向拝付入母屋造(いりもやつくり):。上部は切妻のように二方へ勾配を有し、下郡は四注造の  
ように四方へ勾配を有する屋根形。両下造(まやつくり):屋根の一つ。棟の前後二方へ葺き下しにした造り。幣  
殿(へいでん):拜殿と本殿との間にある。御饌殿(ごぜんでん):。供えを置く間。他に銅造の明神鳥居(みよ  
うじんとりい):柱がその根をやや外に踏ん張つて安定感を強くし、笠木・島木の両端が上に反ったもの。最も普通  
の形の鳥居(神社の参道に入口に立てて、神域を示す一種の門)。が一基あり、出雲大社宮司(ぐうじ):神  
社の造営・収税などをつかさどる神職。千家尊統書の神額がかかっている。および、大正8年(1919)  
奉納(ほうのう):神仏に献上すること。の燈籠(とうろう):木・石・金属などで作つた灯火具。がある。

{摂社(せつしゃ):本社に付属し本社に縁故の深い神を祀つた神社の称。本社と末社との間に位し、本社の境  
内にあるものと境外にあるものがある。末社(まつしゃ):本社に付属する小さな神社。えだみや。} 境内末社  
に、日枝神社(山王社)、白山神社、第六天神社、また、泉の端に巖島神社(弁財天)が鎮座する。

記

防犯宮沢支部 西山 禎一

